

●香川県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月31日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市南町四丁目甲2132番 1地先から 観音寺市南町四丁目甲2131番 3地先まで	13.5~45.1	36	令和5年3月31日付け香川県告示第103号の一部

- 4 供用開始の期日 令和5年3月31日